

# 道路境界の確認証明申請フロー

(湯沢河川国道事務所 道路管理課)

平成29年6月 作成

道路境界の確認証明にあたり、基本的な手続きの流れを記載しますので、「**道路境界の確認証明申請手引き**」を十分に確認のうえ、申請をお願いします。

## 担当出張所と事前打合せ

申請にあたっては、スムーズに手続きが行えるよう、事前に担当出張所と打合せをお願いします。



## 申請書類の作成、担当出張所の事前確認

「道路境界の確認証明申請の手引き」に基づき、申請書類を作成してください。なお、関係者(土地所有者)から押印をもらう前に、担当出張所の確認を受けてください。

## 国道以外の関係者(土地所有者)押印

書類の事前確認を終えたら、国道以外の関係者(土地所有者)の押印をもらってください。

## 担当出張所との立ち会い

国道以外の関係者(土地所有者)から押印を受けたら、担当出張所と日程調整し、立ち会いを行います。立ち会いの際は「国道横断線」及び「申請地側の縦断線」の距離を確認しますので、計測器具等を準備してください。

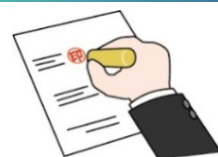


## 国道の立会者押印

立ち会いの結果、問題がなければ、国道の立会者が押印します。国道の立会者が押印した実測平面図の写しに着色(手引き参照)したものを申請書に添付します。

## 申請書類提出、証明完了

申請書(添付書類)を提出します。書類の内容確認後、証明(押印)をします。証明が完了したら、担当出張所から連絡をします。



# 道路境界の確認証明申請の手引き

## ・ 申請人

1. 確認証明の申請人は土地所有者等、または土地所有者等から委任された代理人です。
2. 確認証明に係る私有地等が共有地の場合は共有者全員、または共有者全員から委任された代理人を申請人とします。

## ・ 湯沢河川国道事務所に申請できる地域

一般国道13号に隣接する土地のうち

山形県最上郡真室川町大字及位 ~ 秋田県横手市安本字南御所野 (湯沢国道維持出張所)  
秋田県横手市安本字南御所野 ~ 秋田県大仙市協和上淀川字大橋向 (大曲国道維持出張所)

## ・ 申請方法

1. 確認証明申請は、道路境界確認証明申請書(「別紙1」参照。以下「申請書」という。)に關係書類を添付し、2部提出してください。
2. 申請書に添付する關係書類は次のとおりです。

委任状 : 申請人が代理人の場合に添付してください。 「別紙2」参照

位置図 : 国土地理院発行の縮尺1/25,000 又は 1/50,000の地図等を元に作成し、申請箇所を赤で明示してください。湯沢横手道路又は院内道路が入っている区間はこれらの道路が入った地図としてください(提出2部のうち、1部コピー可)。

管轄法務局  
14条地図又は  
地図に準ずる  
図面 : 申請地の管轄法務局法14条地図又は同地図に準ずる図面を添付してください(提出2部のうち、1部コピー可)。  
また、実測平面図と同様に着色してください。 「別紙3」参照  
なお、法務局備付け地図が複数枚に渡る場合は、1枚に収まるよう転写し、調査年月日及び調査者氏名が記入、押印したものを添付してください。

登記事項  
証明書 : 申請地の登記事項証明書を添付してください(提出2部のうち、1部コピー可)。

実測平面図 : 作成方法は、「別紙3」を参照してください。

現況写真 : 各横断測点について、道路幅員・左右の杭の写真を1セットとし、全横断測点を添付してください。 写真作成例参照  
また、立会写真として、縦断方向確認のための写真も作成してください。

地積測量図 : 法務局に保管されている場合は添付してください。

境界点の状況  
および復元根拠 : 作成方法は「別紙4」を参照してください。

その他 : 上記書類で明確に確認出来ない場合は、他に資料を提出していただく場合があります。

## **[申請及び添付書類作成に当たっての留意事項]**

1. 開発行為申請等に関する道路境界の確認のため、各々独立した土地の所有者等が連名で確認申請を行う場合は、連名で申請する理由を明記し、実測平面図に各々の所有する土地の範囲を表示してください。  
申請人が土地所有者と異なる利害関係者等の場合は理由書(借地契約書、売買契約書等)を添付してください。
2. 登記簿上の所有者が遠方等で管理人が確認印を押印する時は委任状を添付してください。  
登記簿上で相続登記が成されず、相続人の代表者が押印する時はその関係が証明出来る書面(全員分)を添付してください。
3. 国土交通省杭については、一部国家座標を持っている区間があるので、出張所に確認してから作業を行ってください(座標値が異なると修正が必要となる場合があります)。
4. 土地所有者及び隣接所有者等から押印をもらう前に、必ず出張所で申請書の確認を受けてください。
5. 実測平面図の文字、数字は見やすい大きさにしてください。

**関係法令の改正等により予告無く内容を変更する場合がありますのでご了承ください。**

**詳細については必ず出張所と打合せしてください。**

### **申請の問合せ、提出先**

湯沢国道維持出張所	TEL 0183-72-1661
大曲国道維持出張所	TEL 0187-63-2157

平成 年 月 日

国土交通省東北地方整備局

湯沢河川国道事務所長 殿

申請人 住所 市 1番地  
氏名 印代理人 住所 市 2番地  
氏名 印

## 道路境界確認証明申請書

一般国道13号と下記土地の道路境界について、確認証明を申請します。

記

### 1. 土地の表示

市 1番1 宅地 m2

### 2. 確認証明を必要とする理由

土地売買のため、分筆登記のため、など

### 3. 添付書類

委任状、位置図、14条地図、登記事項証明書、写真、実測平面図、境界確認図、  
参考図

# 委任状

私は、次の者を代理人と定め下記の権限を委任する。

代理人 住所 市 2番地

氏名

印

記

1. 土地の表示

市 1番1 宅地 m<sup>2</sup>

2. 上記土地と一般国道13号との道路境界確認証明申請に係る一切の件

平成 年 月 日

住所 市 1番地

氏名

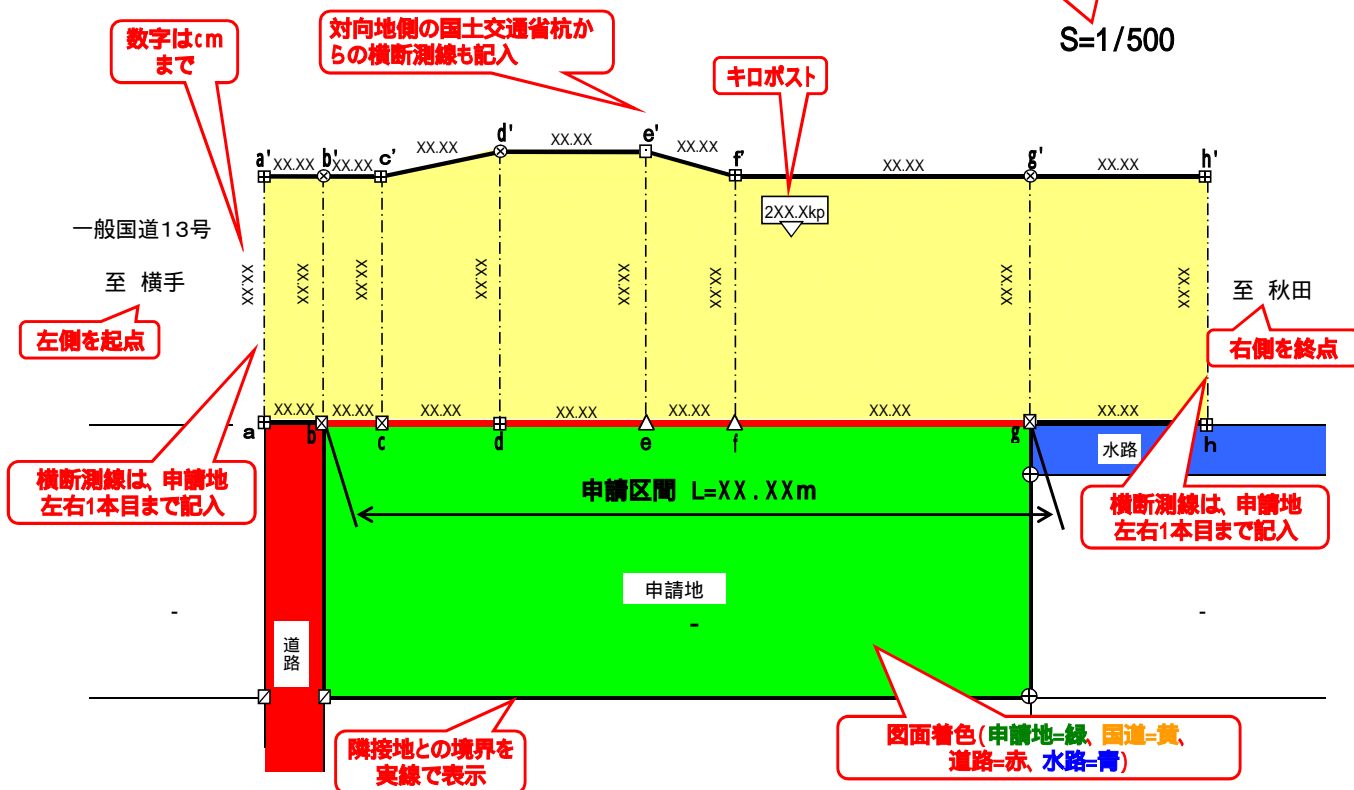
印

# 実測平面図 (作成例)

別紙3

縮尺は1/500  
又は1/250

S=1/500



本図の土地境界に異義ありません。

所在	地番	所有者、住所、氏名	印
市 字	-	平成 年 月 日 市 字 番地	
	-	平成 年 月 日 市 字 番地	
	-	平成 年 月 日 市 字 番地	
	-	平成 年 月 日 市 字 番地	

国土交通省の土地所有者の記名・押印

国交省境界杭(プレート)と民境界杭(プレート)を別表記とする

凡例	
田	コンクリート杭 (国土交通省)
⊕	コンクリート杭 (民境界)
□	金属プレート (国土交通省)
▣	金属プレート (民境界)
⊗	プラスチック杭
⊗	金属杭
△	木杭
2XX.Xkp	キロポスト

法定外公共用財産も記載

字 道路・水路	平成 年 月 日 法定外公共用財産(道路、水路)の境界については本図のとおり異義ありません。 市長	
道 線	平成 年 月 日 道 線の境界については本図のとおり異義ありません。 道路管理者 市長	

本図国道と申請地境界について異義ありません。

一般国道 13号	現地立会年月日 平成 年 月 日 立会者 国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 国道維持出張所 国土交通事務(技)官	
	平成 年 月 日 国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長	

測量成果は世界測地座標系による。

測量年月日	平成 年 月 日	印
測量機器		
測量者	士	

境界杭の座標(世界測地系)を記入してください。(別紙でも可)  
文字・数字は見やすい大きさと作成してください。

# 申請区間 全景

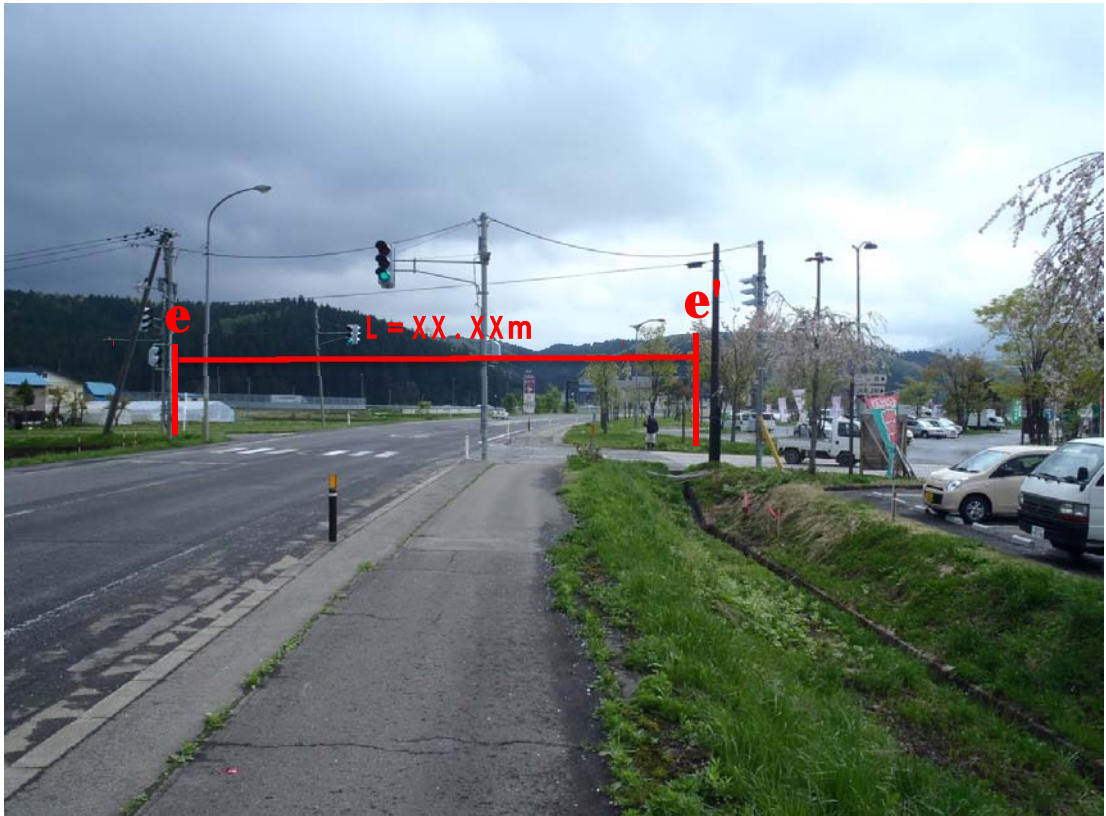
起点より



終点より

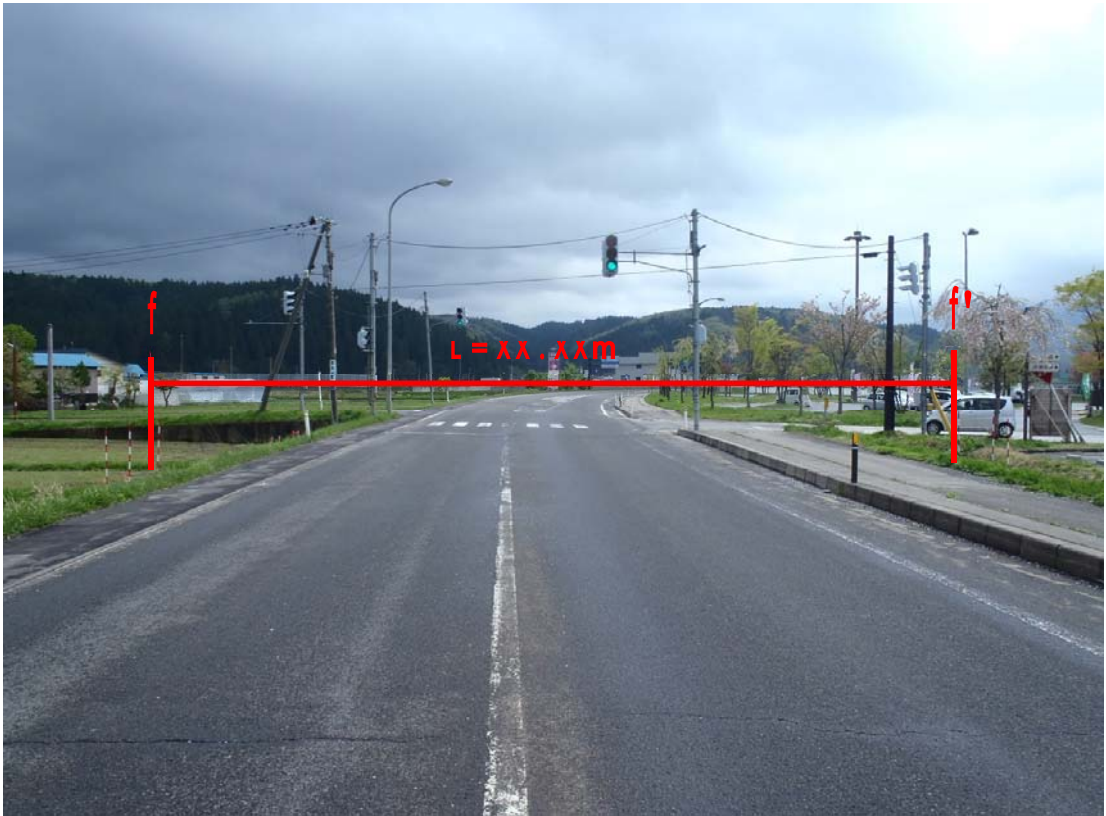


横断写真



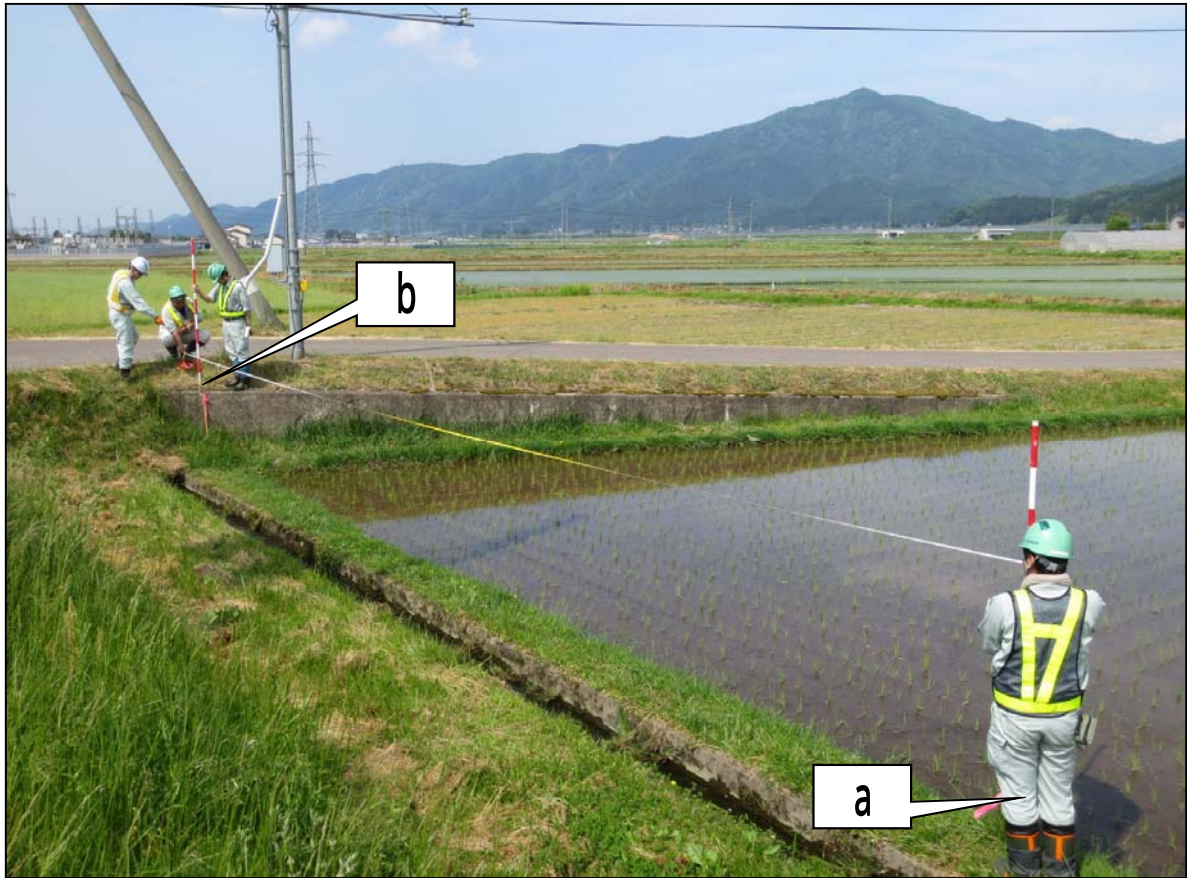


横断写真



# 立会写真

平成 年 月 日



b  
12.91m



a  
0.00m

## 境界点の状況および復元根拠(作成例)

境界点	種類	杭等の有無	境界点の状態(杭が無い場合は、復元の根拠)
a	コンクリート杭	有	道路台帳図記載の境界点、現地境界杭のとおり。
d	コンクリート杭	有	道路台帳図記載の境界点、現地境界杭のとおり。
h	コンクリート杭	有	道路台帳図記載の境界点、現地境界杭のとおり。
a'	コンクリート杭	有	道路台帳図記載の境界点、現地境界杭のとおり。
c'	コンクリート杭	有	道路台帳図記載の境界点、現地境界杭のとおり。
e'	金属プレート	有	道路台帳図記載の境界点、現地境界プレートのとおり。
f'	コンクリート杭	有	道路台帳図記載の境界点、現地境界杭のとおり。
h'	コンクリート杭	有	道路台帳図記載の境界点、現地境界杭のとおり。
現存する国土交通省杭(同金属プレート)を固定点として、道路台帳図の横断・縦断を重視し以下の点を復元した			
b	プラスチック杭	無	申請地端部の点。当該点を挟むaとdが直線であることから縦断線を決め、申請人及び隣接地所有者の立ち会いのもと、確定した。
c	プラスチック杭	無	当該点を挟むaとdが直線であることから縦断線を決め、c'からセンター直角に垂線を落とし、前記縦断線との交点とした。
e	木杭	無	当該点を挟むdとfが直線であることから縦断線を決め、e'からセンター直角に垂線を落とし、前記縦断線との交点とした。
f	木杭	無	道路台帳図記載の境界点が紛失していた。現地境界杭dとhを基準に道路台帳図を重ね、道路台帳図記載のポイントを座標読み取りにより確定させ、復元した。
g	プラスチック杭	無	申請地端部の点。当該点を挟むfとhが直線であることから縦断線を決め、申請人及び隣接地所有者の立ち会いのもと、確定した。
b'	金属鈹	無	当該点を挟むa'とc'が直線であることから縦断線を決め、bからセンター直角に垂線を落とし、前記縦断線との交点とした。
d'	金属鈹	無	道路台帳図記載の境界点が紛失していた。現地境界杭c'と現地境界プレートe'を基準に道路台帳図を重ね、道路台帳図記載のポイントを座標読み取りにより確定させ、復元した。
g'	金属鈹	無	当該点を挟むf'とh'が直線であることから縦断線を決め、gからセンター直角に垂線を落とし、前記縦断線との交点とした。